

平成 20 年 4 月 30 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

当社優先株式の取得請求権行使に関するお知らせ

当社優先株式の保有者でありますジーエスエスエム ホールディング ツー コーポ (ザ・ワールドマン・サックス・グループ・インク (以下その子会社と併せて「GSグループ」と総称する。)) の子会社) より、同社が保有する第 5 回～第 8 回第四種優先株式 16,700 株の取得請求権を 4 月 30 日に行使した旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる株式の種類及び数

(1) 取得請求権行使の対象株式及び数

- ① 第 5 回第四種優先株式 4,175 株 (1 株あたり払込金額 : 3,000,000 円)
- ② 第 6 回第四種優先株式 4,175 株 (同上)
- ③ 第 7 回第四種優先株式 4,175 株 (同上)
- ④ 第 8 回第四種優先株式 4,175 株 (同上)

(2) 取得請求権行使価額及び取得請求権の行使に伴い交付された普通株式数

取得請求権価額 : 1 株あたり 318,800 円 交付された普通株式数 : 157,151 株^(注)

(注) 今回の取得請求権の行使によってジーエスエスエム ホールディング ツー コーポが取得した当社普通株式 157,151 株は、同社が保有していた優先株式に係るヘッジ取引の解消に充当し、市場で売却する予定はない旨をGSグループに確認しております。

(3) 発行済第四種優先株式数及びGSグループの保有株式数保有割合

	発行済株式数	同社保有株式数	同社保有割合
行使前	50,100 株	50,100 株	100%
行使及び消却後 ^(注)	33,400 株	33,400 株	100%

(注) 今回の取得請求権行使により当社が取得した優先株式計 16,700 株は自己株式となりますが、会社法第 178 条の定めるところにより消却する予定であります。なお、当社の発行済優先株式には、第四種優先株式のほかに第六種優先株式 (70,001 株) があります。これらの優先株式の概要につきましては、当社有価証券報告書をご参照ください。

2. 今後の当社とGSグループとの関係

今回の取得請求権の行使によって、当社とGSグループとの協力関係は何ら変わるものではありません。

以 上